

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 山武市

標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 (A+B+C)
7,514	5,704	663	13,881

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	20,287	19,384	903	724	1,545	19,801	
一般会計等	20,287	19,384	903	724		19,801	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
山武市水道事業会計	346	339	7	1,307	151	4,161	4,161	法適用
山武市宮松尾自動車教習所事業会計	117	136	△ 19	439	2	0	0	法適用
山武市農業集落排水事業特別会計	1,159	1,155	4	4	120	3,242	3,242	
山武市国民健康保険特別会計(事業勘定)	7,124	6,772	352	352	401	0	0	
山武市国民健康保険特別会計(施設勘定)	165	157	8	8	0	0	0	
山武市介護保険特別会計	3,245	3,091	154	154	431	0	0	
山武市後期高齢者医療特別会計	359	356	3	3	108	0	0	
山武市老人保健特別会計	768	730	38	38	46	0	0	
公営企業会計等 計				2,305		7,403	7,403	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
山武郡市環境衛生組合(一般会計)	1,166	1,094	72	72	—	909	505	
東金市外三市町清掃組合(一般会計)	2,225	2,061	164	164	—	3,291	563	
山武郡市広域行政組合(一般会計)	4,628	4,433	195	195	69	2,020	689	
組合立国保成東病院(病院事業会計)	4,049	4,409	△ 360	153	887	2,164	801	法適用
九十九里地域水道企業団(水道用水供給事業会計)	7,067	6,096	971	6,549	—	14,660	25	法適用
山武郡市広域水道企業団(上水道事業会計)	5,260	5,098	161	5,874	—	1,237	—	法適用
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	—	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会計)	165	144	21	21	28	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	—	—	
一部事務組合等 計				23,342		24,281	2,583	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務繰上に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
財団法人山武郡市文化財センター	△ 30	44	6	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			6	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,179	4,705	526
減債基金	2,143	1,044	△ 1,099
その他充当可能基金	3,560	3,950	390
充当可能基金 計	9,881	9,699	△ 182

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.72	5.21	△ 1.51	△ 12.87	△ 20.00	山武市水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	27.21	21.81	△ 5.40	△ 17.87	△ 40.00	山武市宮松尾自動車教習所事業会計	—	—	—
実質公債費比率	12.9	14.2	1.3	25.0	35.0	山武市農業集落排水事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	89.2	68.5	△ 20.7	350.0					
財政力指数	0.58	0.60	0.02						
経常収支比率	95.6	93.1	△ 2.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。